

令和5年3月9日

第3回常任委員会一部改正

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 島根県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月9日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること 2 会場地選定に関すること 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること 4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること 6 情報通信施設の基本的事項に関すること 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 総合的な計画の推進に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること 5 情報通信施設の調査、調整等に関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要な事項を除く。）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関すること 2 実施予定競技の選択に関すること 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に関すること 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 デモンストレーションスポーツに関すること 4 競技用具の整備に関すること 5 リハーサル大会に関すること 6 競技記録に関すること 7 その他競技運営に関する事項（重要な事項を除く。）
広報・地域づくり 専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 機運醸成の基本的事項に関すること 3 地域づくりの基本的事項に関すること 4 その他広報、機運醸成及び地域づくりに係る重要な事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 機運醸成の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 県民運動の推進など地域づくりに関すること 5 ボランティアの募集・養成に関すること 6 報道機関との調整に関すること 7 記録映像及び記録写真に関すること 8 その他広報、機運醸成及び地域づくりに関する事項（重要な事項を除く。）
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること 2 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること	1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること 2 その他全スポの運営に関する事項（他の専門委員会の委任事項を除く。）